

平成十九年七月六日受領
答弁第四三二一号

内閣衆質一六六第四三二一号

平成十九年七月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員 柚木道義君提出厚生年金基金の請求漏れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柚木道義君提出厚生年金基金の請求漏れに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁は、社会保険庁において厚生年金保険の被保険者期間を有する者の厚生年金基金への加入の有無について把握している旨を答弁したものであり、厚生年金基金の加入員等の厚生年金基金に対する裁定請求の有無について把握している旨を答弁したのではない。社会保険庁は当該裁定請求に対する裁定の権限を有しておらず、当該裁定請求の状況について、社会保険庁が把握する仕組みとはなっていない。